
第2章

地域福祉を取り巻く環境の動向と課題の整理

*** ご存じですか? ***
やさしさをはぐくむ様々なマーク

オストメイトマーク



人工肛門・膀胱（ストーマ）
を使用している人（オストメ
イト）のための設備があるこ
とを表すマーク

ハートプラスマーク



『身体内部（心臓・免疫機能
など）に障がいのある人』を
表すマーク

1 地域福祉を取り巻く環境

(1) 地域福祉の課題と国の動向

これまで、公的福祉サービスは、高齢者・障がい者・子どもなど、対象者ごとに専門的なサービスの充実を図ってきましたが、昨今では、複合的な課題を抱える世帯への対応や制度が対象としない生活課題への対応など、対象者ごとの「縦割り」では対応が困難なケースが出ています。さらに、高齢化や人口減少、核家族化や単身世帯の増加などにより、地域でのつながりが弱まり、人間関係も希薄化する傾向にあります。こうしたことから、今後は、地域のあらゆる住民が役割を持ち、共に支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的福祉サービスと協働し、助け合いながら暮らすことのできる社会を構築していく必要があります。

このような中、国においては、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者・障がい者・子どもなど、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が掲げられました。これは、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることによって、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義され、法改正・制度の見直し等を実施しながら、2020年代初頭の全国展開を目指すとされています。また、地域共生社会の実現に向けては、「市町村による包括的支援体制の構築」「住民相互の支え合い機能の強化」「共生型サービスの創設や人材育成」「地域福祉計画の充実」などの改革を一体的に進めていくことが示されました。

「地域福祉計画の充実」については、社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定が市町村の任意から努力義務に改められ、また、計画に盛り込む内容として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が新たに追加され、地域福祉計画を高齢者・障がい者・子どもなどの分野別計画の上位計画と位置付け、充実を図ることが規定されました。

また、既に高齢福祉分野においては、高齢期のケアを念頭においた概念として「地域包括ケアシステム」の構築が掲げられ、介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業など、地域全体で支え合うまちづくりが進められていますが、地域共生社会の実現に向けては、子どもや障がい者、生活困窮者など、すべての市民を対象を広げた包括的支援体制の構築が求められており、地域包括ケアをより深化した概念として考えていくことが求められています。

本計画では、地域共生社会の実現を見据え、各分野で充実を図ってきた相談支援や情報提供等に引き続き取り組むとともに、各分野間での連携・強化や体制整備を図り、また、地域住民、地域の多様な主体及び行政が地域福祉活動に取り組むことができるための体制の強化などに重点をおいて取り組んでいきます。

【参考】 主な福祉関連施策の動向

本計画の策定に向け、「第3次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」策定後からの主な福祉関連施策をまとめました。

年	主な法改正・施策	主な内容
H24	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）【H25 施行】	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者等への対象拡大 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・地域移行支援の対象拡大 ・地域生活支援事業の追加
	・子ども・子育て支援新制度【H27 施行】	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園制度の改善 ・地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点など）
H25	・災害対策基本法改正【H26 施行】	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成 ・名簿情報の提供等に関する規定
	・生活保護法改正【H26 施行】	<ul style="list-style-type: none"> ・就労による自立の促進 ・不正・不適正受給対策の強化
	・生活困窮者自立支援法【H27 施行】	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規定 <p>※地域福祉計画への位置付け（H26.3 厚生労働省通知）</p>

年	主な法改正・施策	主な内容
H25	<ul style="list-style-type: none"> 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）【H28 施行】 	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関や民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などを規定
H26	<ul style="list-style-type: none"> 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）【H26 以降順次施行】 	<ul style="list-style-type: none"> 平成37年を目途に、地域包括ケアシステムの構築を実現するため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することなどを規定
H27	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法改正【H30 施行】 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人の地域貢献に関する規定
H28	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法改正【H30 施行】 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の望む地域生活の支援
	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健法改正【H29 施行】 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センターの法定化
	<ul style="list-style-type: none"> ニッポン一億総活躍プラン 	<ul style="list-style-type: none"> 広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障基盤を強化することなどにより、新たな社会経済システムを創る成長戦略で、戦略の1つとして、地域共生社会の実現を掲げている
	<ul style="list-style-type: none"> 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現を目指す（※2020年代初頭に全国展開）
H29	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法改正【H29, 30 施行】 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステム構築のための保険者機能の強化や新たな介護保険施設の創設についての規定
	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法改正【H30 施行】（地域共生社会の実現に向けた法改正） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進の理念に関すること 市町村による包括的な支援体制づくりの整備に関すること 地域福祉計画の充実に関すること など

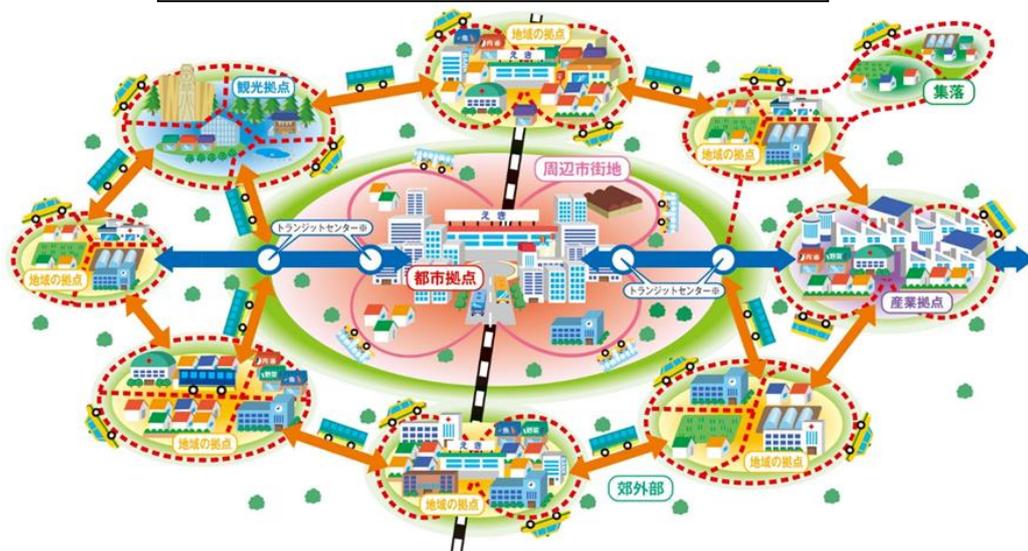
(2) 本市のネットワーク型コンパクトシティのまちづくりとの連携について

本市では、少子高齢化が進行し、人口減少社会が到来する中においても、市民の誰もが安心して便利に暮らせる魅力あるまちとして、将来にわたり持続的に発展していくため、中心部や各地域において、居住や医療・介護・福祉、子育て支援、商業などの市民の日常生活を支えるまちの機能が充実した拠点を形成し、それらの拠点間や拠点とその周辺を公共交通などのネットワークで結ぶことにより、各拠点が持つ特性がバランスよく調和した「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指しています。

また、その実現に向け、市民と将来の都市のイメージを共有し、理解と協力を得ながら、まちづくりを進めるため、2050年を見通した長期的構想である「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」を策定し、その具現化策として公共交通ネットワークの構築と連携を図りながら、居住や都市の生活を支える機能の立地誘導によりコンパクトなまちづくりを推進する「立地適正化計画」等を策定するなど、将来を見据えたまちづくりに取り組んでいます。

今後、福祉のまちづくりを進めるにあたっては、これらの構想や計画の方向性を踏まえ、周辺地域から公共交通などでアクセスがしやすく、市民生活を支える都市拠点や身近な地域拠点において、公的福祉サービスの充実やバリアフリー整備を図るなど拠点機能を充実・強化することにより、福祉分野と「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成との連携による持続可能なまちづくりを推進します。

【ネットワーク型コンパクトシティのイメージ図】



※トランジットセンター
さまざまな交通手段をスムーズにつなぐ乗り換え施設のこと

(3) バリアフリーとユニバーサルデザインについて

バリアフリーは、高齢者や障がい者を主な対象者とし、公共的施設や公共交通等について整備基準を設けて、安全かつ円滑に利用できるように整備するものです。

一方、「ユニバーサルデザイン」とは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、文化・言語・年齢・性別等の差異・障がいの有無・能力にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用しやすいように、製品や施設、環境などをデザインする考え方です。さらに、今日では、情報、サービスを含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といった、より広い概念として使われており、福祉の分野に留まらず、あらゆる分野において取り組んでいく必要があります。

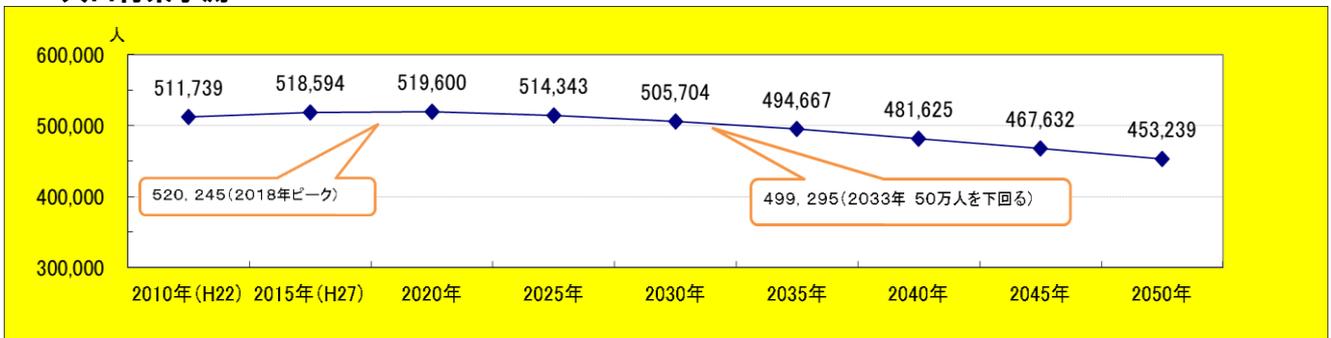
本計画においては、やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例に基づき、公共的施設や公共交通のバリアフリーを推進するとともに、やさしさや思いやりの気持ちを一層はぐくみ広めていく「こころのユニバーサルデザイン運動」などに取り組み、ハード施策とソフト施策の両面から、市民の誰もが生活しやすい環境を構築していきます。

2 本市の現状

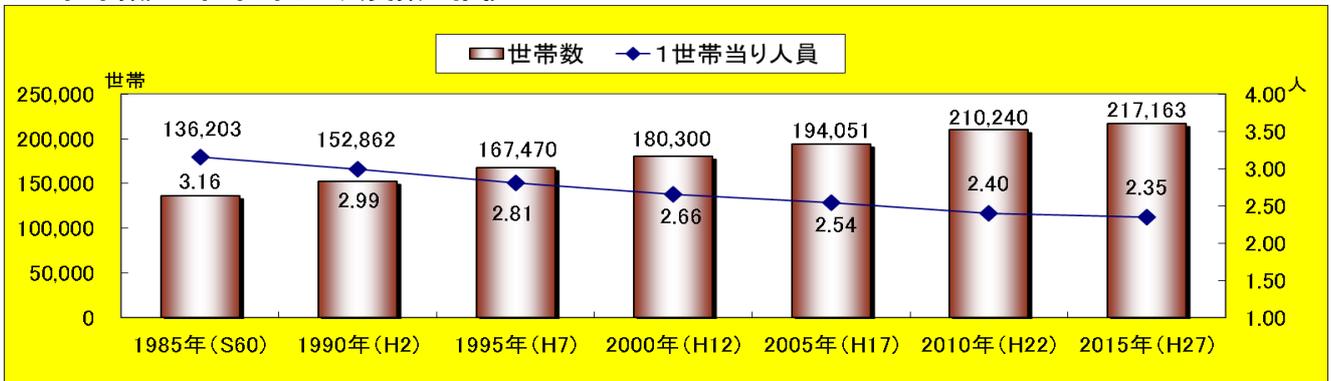
(1) 人口・世帯数

- ・ 人口は平成30年（2018年）にピーク（推計人口：520,245人）を迎え、その後は減少に転じる見込み。
- ・ 世帯数は増加傾向、1世帯あたりの人員は減少傾向にある。
- ・ 老年人口（65歳以上）比率は将来も増加傾向、年少人口（0～14歳）比率は将来も減少傾向にある。

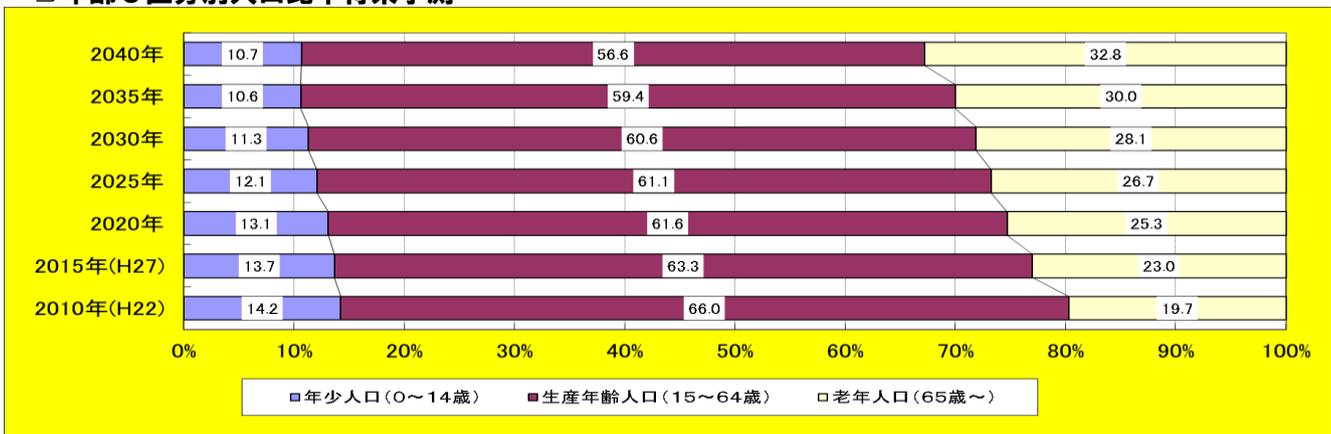
□人口将来予測



□世帯数、1世帯当たり人員数の推移



□年齢3区分別人口比率将来予測

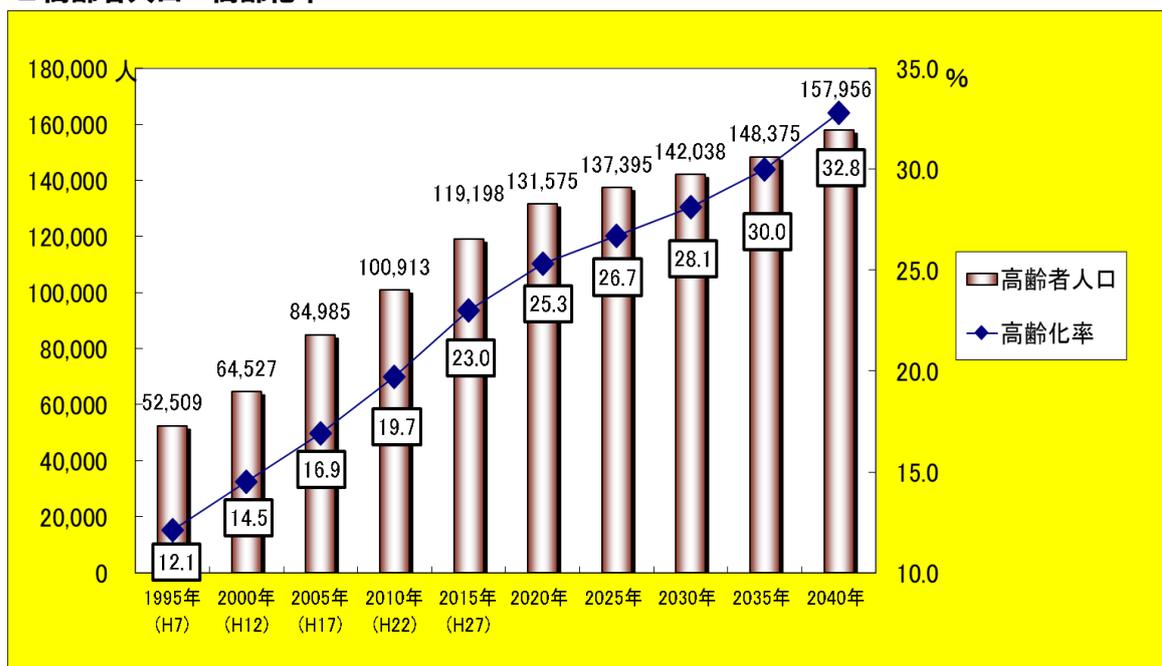


【宇都宮市資料（政策審議室）】

(2) 高齢者

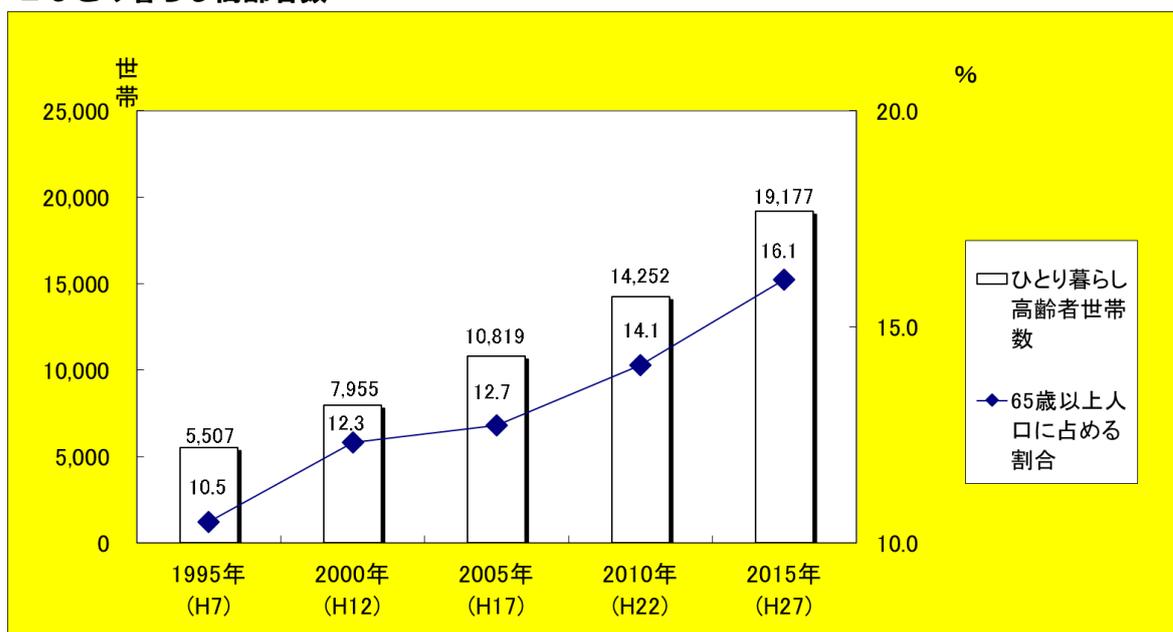
- ・ 高齢者人口・高齢化率ともに今後も増加傾向にある。
- ・ 高齢化率は、20年間（平成7年→平成27年）で約2倍に上がっている。
- ・ 高齢者単身世帯は増加傾向にある。
- ・ 高齢者人口に占める単身世帯の割合も増加傾向にある。

□高齢者人口・高齢化率



【宇都宮市資料（政策審議室）】

□ひとり暮らし高齢者数

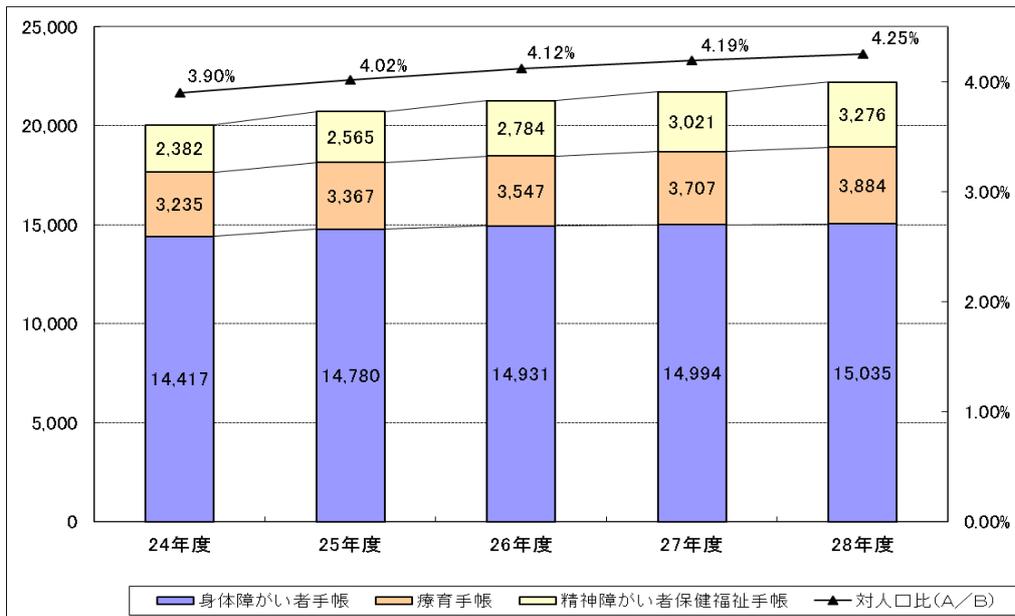


【総務省「国勢調査」】

(3) 障がい者

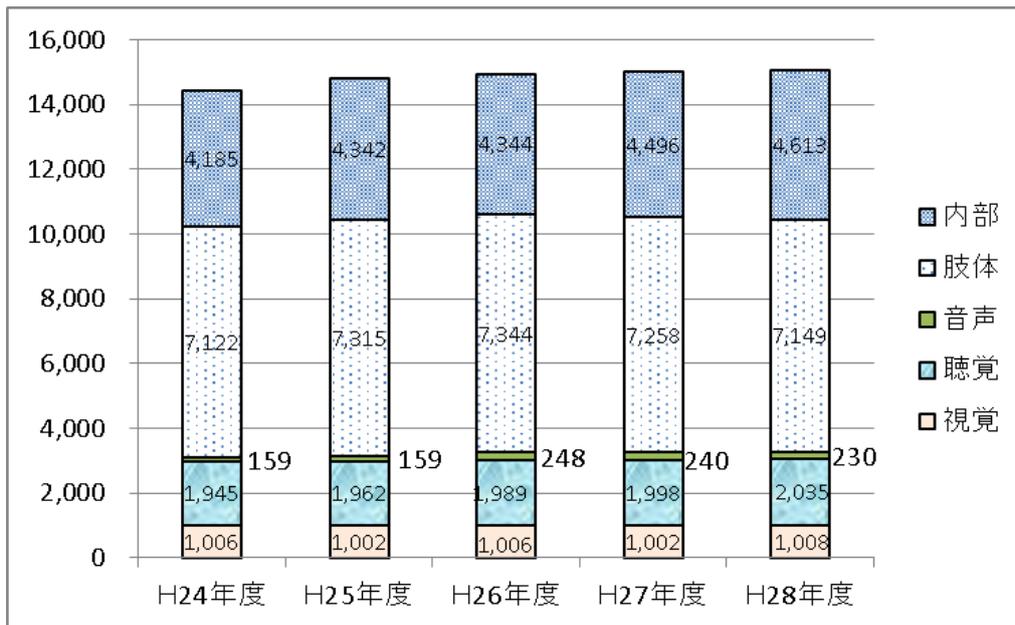
- ・本市における障がい者手帳所持者は、3障がい（身体・知的・精神）すべて増加傾向にある。
- ・3障がいの中では身体障がいが多い（平成28年：約68%）。
- ・内部機能障がい（心臓，じん臓，肝臓，免疫など）が年々増加している。

□障がい者手帳所持者の推移



【宇都宮市資料（障がい福祉課）】

□身体障がい者手帳所持者の推移

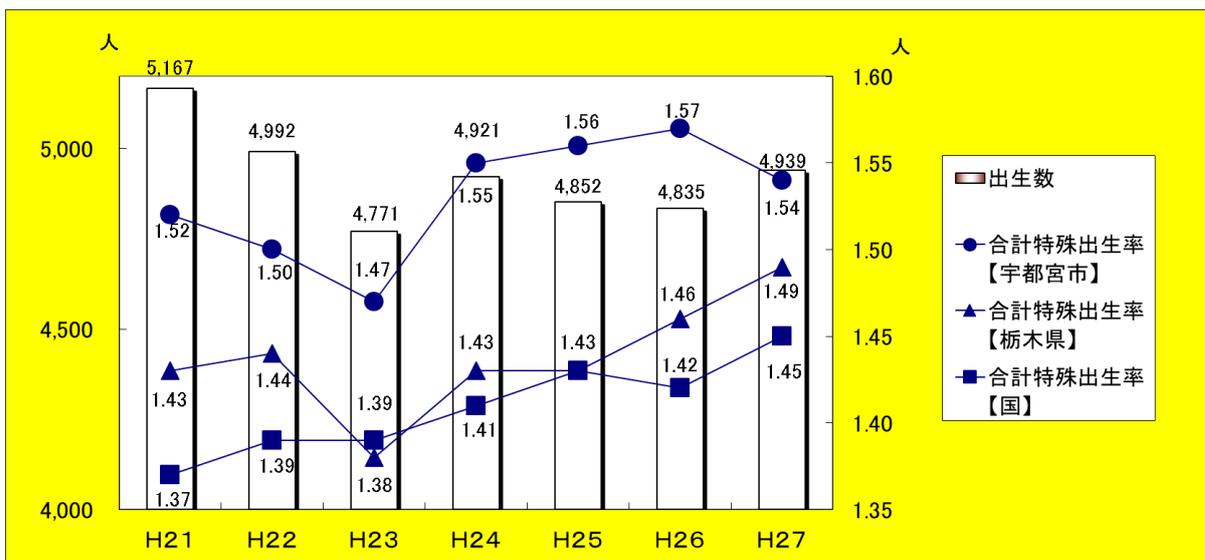


【宇都宮市資料（障がい福祉課）】

(4) 子ども

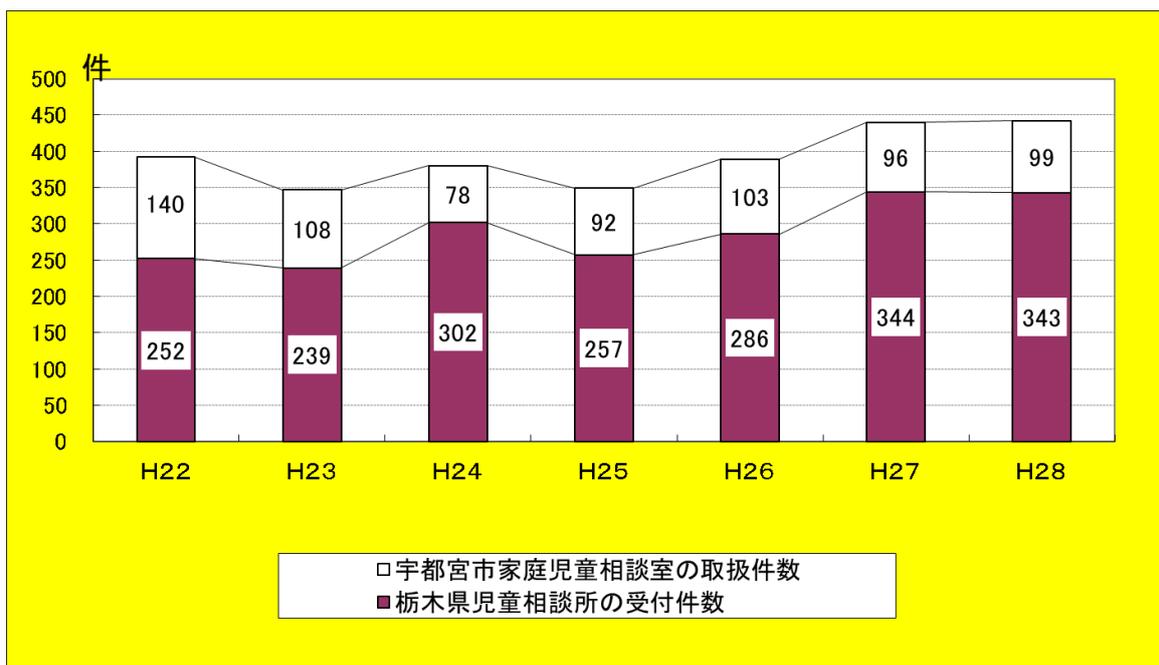
- ・ 出生数は、平成 22 年以降 5,000 人を下回っている。
- ・ 合計特殊出生率は、国や県を上回っている。
- ・ 国の合計特殊出生率は、依然として低水準である。
- ・ 児童虐待に係る相談等は、増加傾向にある。

□出生数・合計特殊出生率



【宇都宮市資料（政策審議室），栃木県保健統計年報「人口動態総覧」，厚生労働省「人口動態調査」】

□児童虐待に関する通告数

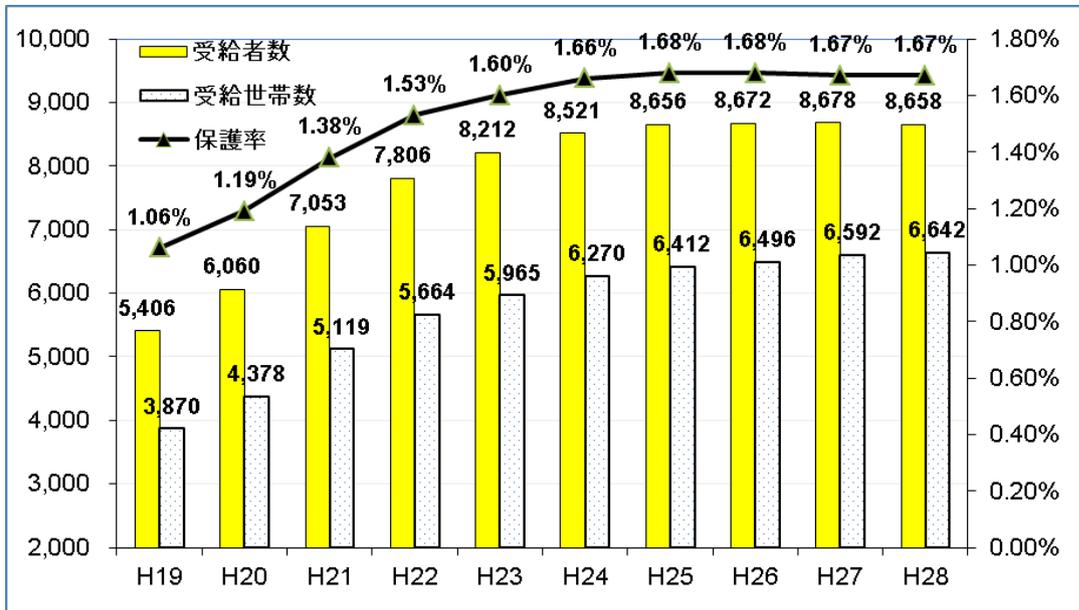


【宇都宮市資料（子ども家庭課）】

(5) 生活困窮者

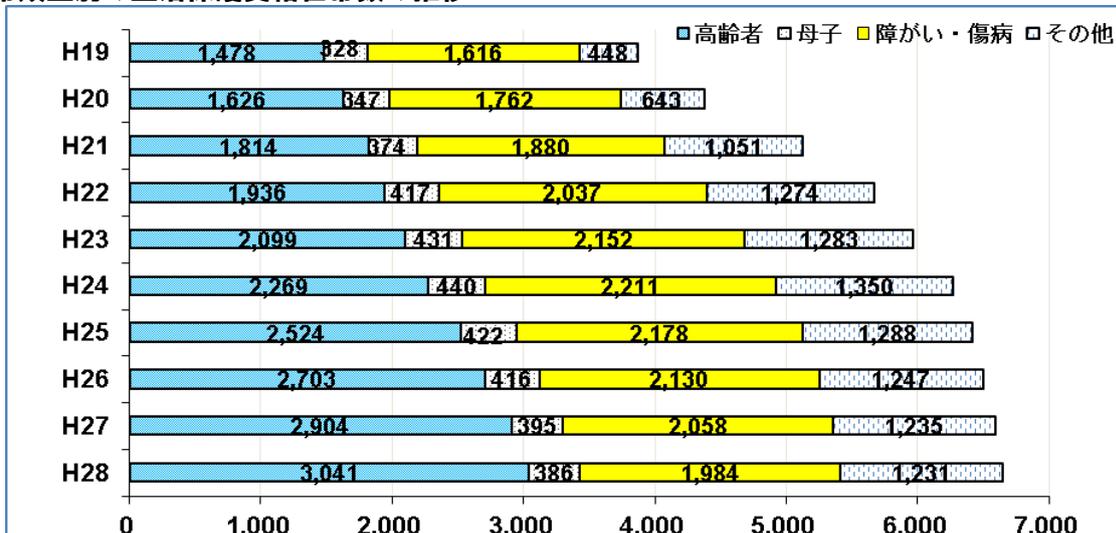
- 生活保護受給率は、平成20年以降に増加し、近年は横ばいになっている。
- 生活保護受給世帯のうち、稼働能力がある者を含む「その他」世帯の割合の伸びが顕著であったが、平成25年以降は伸びていない。(平成19年と比較すると、平成28年は世帯数で約3倍に増えている。)
- 生活保護受給世帯のうち、「高齢者世帯」が増加しており、平成28年は全体の約3割を占めている。
- 生活困窮者自立相談支援事業の支援実績は伸びている。

□生活保護受給者数・世帯数の推移



【宇都宮市資料(生活福祉第1課)】

□世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



【宇都宮市資料(生活福祉第1課)】

□生活困窮者自立相談支援事業における支援実績

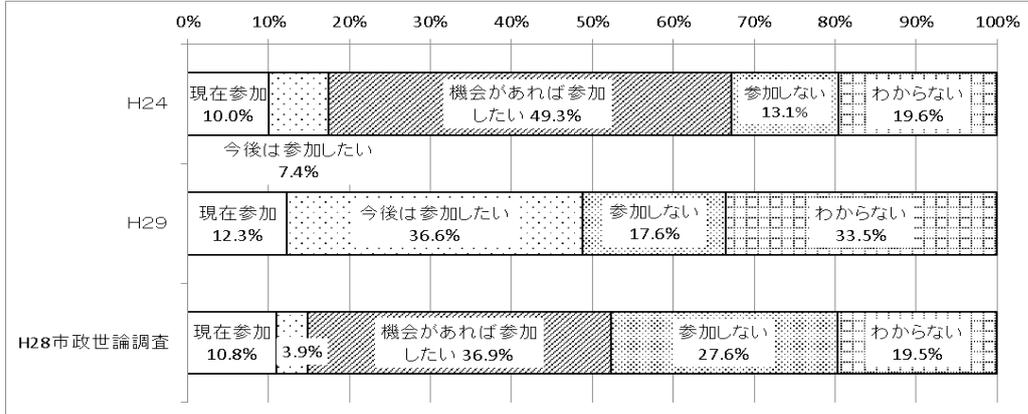
年度	新規 相談数	プラン 作成数	就労支援者 ※プランに就労支援 が盛り込まれた者	就労・増収者 ※プラン対象者のうち、就労した者及び 就労による収入が増加した者
H26	142	3	3	0
H27	857	133	75	43
H28	846	392	139	108

【宇都宮市資料（生活福祉第2課）】

（6）市民活動（健康づくり活動，防犯・防災活動，環境美化活動など）

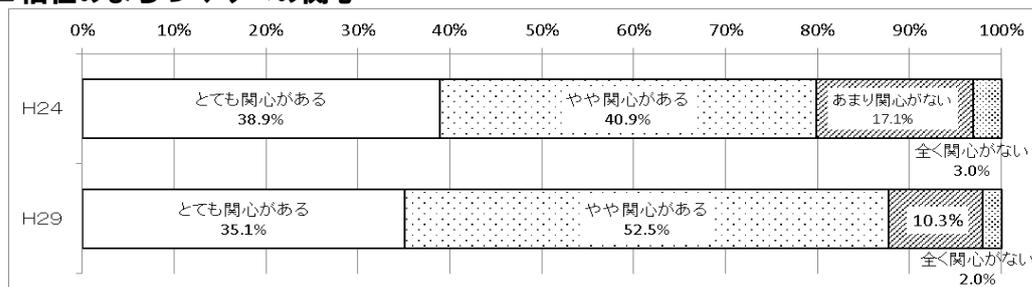
- ・ 実際に市民活動に参加している人は 12.3%で，増加している。
- ・ 市民活動に実際参加または，参加意欲のある人の割合は減少している。
- ・ 一方，福祉のまちづくりに「関心がある」「やや関心がある」と回答した人の割合は，増加傾向にある。年代別では，「やや関心がある」まで含めると，40代が最も多い。
- ・ NPO法人認証団体数（累計）は，微増傾向にある。
- ・ まちづくりセンターの登録団体数は増加している。
- ・ ボランティアセンターの登録団体数は，高齢者等地域活動支援ポイント事業の導入などにより，平成27年より急激に増加しており，ボランティア活動への関心の高まりが見られる。

□市民活動（健康づくり活動，防犯・防災活動，環境美化活動など）への参加状況



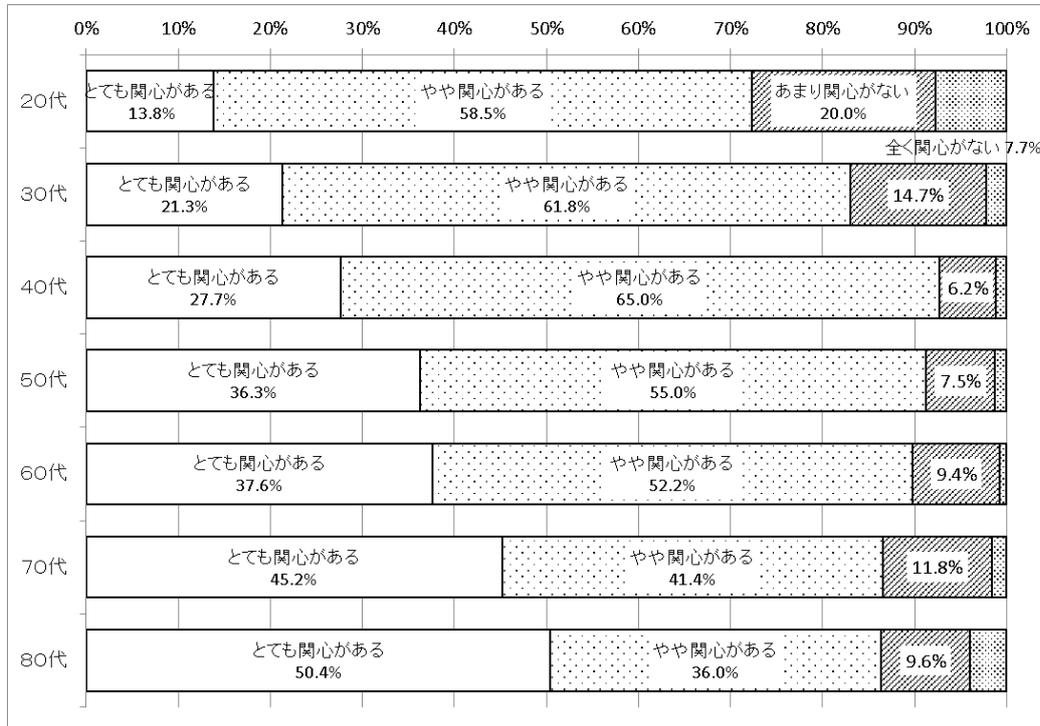
【宇都宮市「市政に関する世論調査」「市民アンケート」】

□福祉のまちづくりへの関心



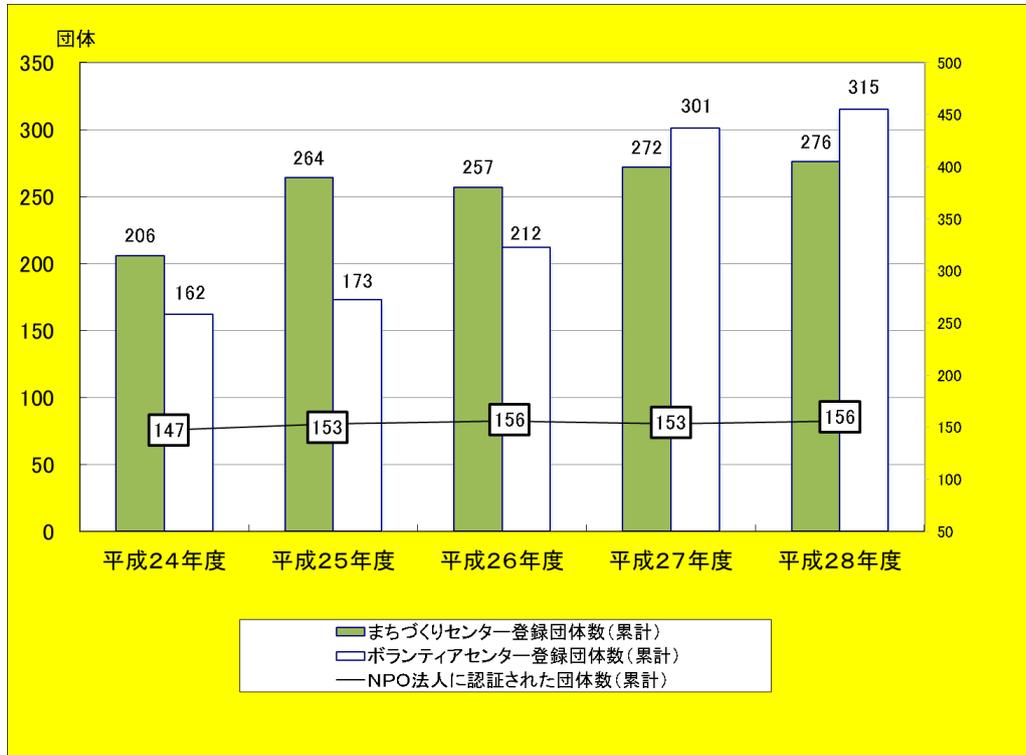
【宇都宮市「市民アンケート」】

□年代別 福祉のまちづくりへの関心



【宇都宮市「市民アンケート」】

□NPO・ボランティアの登録状況など



【宇都宮市資料(みんなでまちづくり課), 宇都宮市社会福祉協議会資料】

3 本市の福祉を支える様々な資源

本市の福祉は、以下のとおり多くの方々に支えられています。

(1) 福祉活動を展開する主な組織・団体

■ 宇都宮市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的な組織として、社会福祉法に規定されており、地区社会福祉協議会とともに、行政や関係機関・団体・施設等と連携しながら誰もが住み慣れた地域や家庭で自立した心豊かな生活が送れるよう、ともに支えあい助けあいながら、安心して暮らし続けることができる「福祉のまちづくり」の実現を図ることを目的に、全国の自治体ごとに設置されています。

なお、本計画は、市社会福祉協議会が策定する「第4次地域福祉活動計画」と、理念や地域福祉の方向性などについて共有し、各施策・取組を連携して取り組んでいきます。

・ 地区社会福祉協議会

「福祉のまちづくり」の実現に向けて、地域住民が中心となり、市社会福祉協議会と連携しながら様々な地域福祉事業や活動を進める任意の団体で、地区の関係機関・団体・施設など様々な組織や団体、また個人等で構成されており、連合自治会39地区ごとに設置されています。

・ 福祉協力員

市社会福祉協議会が推進する「住民相互の支えあい助けあい活動」を担う地域福祉のボランティアで、自治会長と地区社会福祉協議会長の推薦により、市社会福祉協議会長から委嘱され、同じ地域で暮らす住民として、見守りや声かけなどを行いながら、様々な地域福祉事業や活動に協力しており、平成29年4月現在、2,433名の方々が福祉協力員として活動されています。

・ コミュニティワーカー

コミュニティワーカーは、市社会福祉協議会における地域福祉活動が

組織的・効果的に進められるよう、主に、地区社会福祉協議会が進める地域福祉事業や活動の支援、ボランティアや福祉協力員の育成の支援、また関係機関・団体・施設等の連携・協働体制構築の支援など、地域での「福祉のまちづくり」活動のコーディネート役として、現在、市内39地区を5ブロックに区分し、各ブロックに担当者を配置しています。

・ ふれあい・いきいきサロン

高齢者、障がい者及び子どもなど地域住民が、定期的に、身近な場所（自治会公民館・福祉施設など）に気軽に集い、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げ、また、悩み事の相談や不安の解消を図るなどの活動を実施しています。平成29年4月1日現在、市内に231か所のサロンが設置されています。

■ 地域まちづくり組織

地域まちづくり組織は、地域における活動団体により組織された団体で、様々な地域課題の解決や地域の特色づくりなどに取り組んでいる組織です。地域まちづくり組織は、自治会をはじめ老人会・婦人会・地区民生委員児童委員協議会などの様々な団体で構成され、地域の総意形成・各種団体の連絡調整・地域人材の活用などを目的としながら、地域の方々の力を活かしたまちづくりを展開しています。平成29年度現在、39の地域まちづくり組織が活動を展開しています。

■ 自治会

自治会は、同一地域に住むことから生じた地縁による団体で、一定の地域の住民同士が互いに助け合い協力し合う組織です。また、全世帯参加が基本の任意組織であり、会員からの会費等により活動を展開しています。本市には、平成29年4月現在、787の単位自治会と39の連合自治会があります。

■ NPO

NPO（Non Profit Organization）は、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、NPO法人などの法人格を持つ団体や少人数で活動するボランティアグループなど、様々な団体が含まれます。このうち、「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法に

基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。NPOは、福祉・教育・環境・まちづくりなど様々な分野で、社会的使命の達成を目的としながら、社会に利益をもたらす活動を展開しています。

(2) 福祉活動を行っている主な方々

■ 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された方々で、その職務は、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などで援護を必要とされる方々の相談・援助にあたるとともに、福祉事務所や児童相談所などの関係行政機関に対して協力しています。

民生委員は地域福祉の担い手として地域住民にとって身近な存在ですので、福祉のことで困ったことが起きた場合や相談したいことがある時には、必要な助言や援助を受けられるほか、関係行政機関への橋渡しなどを行います。

また、民生委員は児童福祉法の規定により児童委員も兼ねており、児童福祉の推進にも大変重要な役割を果たしています。

平成28年12月1日（全体改選時）に、806名の方々が民生委員児童委員に委嘱され福祉の増進に努めています。

■ 主任児童委員

主任児童委員は、出生率の継続的な低下などを背景に「健やかに子どもを生き育てる環境づくり」が社会全体の課題となってきたことから、平成13年の児童福祉法の一部改正に伴い法定化されました。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童の福祉に関する機関と区域担当の児童委員との連絡調整を行うとともに、区域担当の児童委員に対する援助・協力を行うことを職務としています。

平成28年12月1日現在、806名の民生委員児童委員のうち79名の方々が主任児童委員を担当しています。

■ 障がい者相談員

障がい者相談員は、市長から委嘱された見識の高い民間協力者で、身体障がい者や知的障がい者の支援に関し、本人又はその家族などからの相談

に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力なども職務としています。

平成29年度現在、身体障がい者相談員として31名（内訳：視覚障がい担当7名、聴覚障がい担当7名、肢体不自由担当15名、内部障がい担当2名）、知的障がい者相談員として22名の方々が委嘱されています。

■ ボランティア

ボランティアとは、“自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人”などと説明され、その活動形態は、個人で行ったり、グループを形成して行ったり、既存の団体などに所属して行ったりなど多種多様な活動方法があります。ボランティアは参加者の自主性を尊重しながら、自由かつ継続的に安定して行われることが重要です。本市では、ボランティアセンターやまちづくりセンターに多くの団体や個人が登録され、様々なボランティア活動が行われています。

（3）福祉活動を展開する主な拠点

■ 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援するため、介護・福祉の総合窓口として様々な相談に応じるほか、介護予防事業、認知症などの相談窓口、高齢者の権利擁護事業、地域のネットワークづくりに取り組んでおり、平成29年度現在、市内25か所に設置されています。

■ 基幹相談支援センター

障がい者の相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所（障がい者生活支援センター）等への専門的な助言、障がい者及びその家族への支援等、総合的な支援を行っており、市役所本庁舎内に設置されています。

■ 障がい者生活支援センター

障がいの区分に関わらず、地域において生活支援を必要とする障がい者やその家族などの相談に応じ、障がい者の地域生活に必要な支援を行っています。具体的には、福祉サービス等の利用援助・専門機関の紹介・生活上の相談・緊急時対応の支援などがあり、平成29年度現在、市内に7施設あります。

■ 子育てサロン

地域全体で子育てを支援する基盤を形成するため、地域の子育て家庭が気軽に訪れ、遊びを通して交流ができる場を提供しています。また、育児不安等に対する相談指導や子育てサークルへの支援なども行っており、平成29年度現在、市内の12か所（うち11か所は保育園内）に設置されています。

■ 教育・保育施設

保育所、認定こども園、幼稚園の教育・保育施設では、利用されている保護者をはじめとする地域の方々の子育て力向上に向けた取り組みを行っています。各施設には、保育士や教育保育教諭など、幼児の教育や保育に精通した職員がおり、気軽に子育てに関する相談をすることができます。

■ 様々な社会福祉施設

社会福祉施設は、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等、社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護し、または更生のための各種治療訓練等を行い、福祉の増進を図っています。また、社会福祉施設は8種類に大別することができ（①保護施設、②児童福祉施設、③障害児通所支援事業所、④婦人保護施設、⑤老人福祉施設、⑥介護保険施設、⑦身体障害者社会参加支援施設、⑧障害福祉サービス事業所、その他の社会福祉施設等）、平成29年4月1日現在、市内に462施設あります。（栃木県「社会福祉施設等要覧」より）

■ 地区市民センター

地域の身近な行政サービスの拠点として、生活に密着したサービスを総合的に提供するとともに、地域住民が主体となった地域づくりへの支援・調整などを行っています。

本市では、本庁と平石・富屋・姿川・河内の4か所の地区市民センターに保健と福祉の相談窓口を配置して、保健や福祉の総合相談や家庭訪問、健康づくり活動への支援などに取り組むとともに、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談等の業務を行い、多様な保健福祉サービスを総合的に提供しています。

4 第3次計画の評価

第3次計画（平成25年度～29年度）では、3つの基本目標を定め、計上する74取組のうち主要30取組について毎年度、進行管理を行ってきました。計画最終年度においては、基本目標ごとに、5年間の実績を踏まえた評価及び成果・課題の整理を行いました。

【基本目標1】 福祉のこころをはぐくむ人づくり

主要取組 8取組

全体評価・・・やや遅れている取組もあるが、全体としては、おおむね順調な進捗

	29年度見込
A評価	5取組
B評価	2取組
C評価	1取組

※評価基準

- A：順調（達成率90%以上）
- B：おおむね順調（70～90%未満）
- C：やや遅れている（70%未満）

【基本施策1】 福祉のこころの醸成と交流活動の促進

施策① 市民意識の啓発

- ・ 福祉イベントや福祉のまちづくりポスターコンクールの開催，ユニバーサルデザイン文書マニュアルの周知，障がい者シンボルマーク等の周知・啓発に取り組むなど、「こころのユニバーサルデザイン運動」を推進した。

障がい者シンボルマークの認知度

(H24) 44.6% → (H29見込) 49.0% (目標) 64.7%

⇒ 引き続き、「こころのユニバーサルデザイン運動」に取り組み，誰もが日常生活の中で手助け・見守り・声かけなどを自然に行えるよう，やさしさや思いやりの気持ちをはぐくむとともに，啓発活動により，相互理解や福祉意識などを一層深めていく必要がある。

施策② 交流活動の促進

- 福祉関連団体と連携して「宇都宮市民福祉の祭典」を開催し、多くの市民に
来場していただき、福祉への理解や連帯感を深めることができた。

イベント来場者数

(H24) 10,000 人 → (H29 見込) 10,000 人 (目標) 11,000 人

⇒ 引き続き、高齢者、障がい者、子ども等、あらゆる市民が交流活動を通して相互理解を更に深め、地域におけるノーマライゼーション*を推進していく必要がある。

※ノーマライゼーション・・・障がい者や高齢者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え方。

【基本施策2】福祉に関する人材の育成と福祉教育の推進

施策① 福祉に関する人材の育成

- 多くの方がボランティア活動に興味や関心を持ち、ボランティア活動を体験することにより活動の実践につなげるため、ボランティア活動団体と連携したプログラムや、講座修了者へのフォローアップなど講座内容の充実に努めた。

講座数・受講者数

(H24) 7 講座・393 人 → (H29 見込) 6 講座・320 人

(目標) 7 講座・560 人

⇒ 引き続き、活動に参加する機会を増やし、地域における様々な福祉ニーズに対応できる人材の育成に取り組む必要がある。

施策② 福祉教育の推進

- 各小中学校で取り組む様々な体験活動や交流活動を通して、思いやりをはじめとした児童生徒の豊かな心の育成を図ることができた。

誰に対しても思いやりの心を持って接していると回答した中 3 生徒の割合

(H24) 87.8% → (H29 見込) 92.0% (目標) 95.0%

⇒ 福祉のこころをはぐくむために、引き続き幼少期からの福祉教育を充実させる必要がある。

(成果)

- ところのユニバーサルデザイン運動や各分野の啓発活動、福祉の祭典等の交流イベントなどにより相互理解が進んだ。また、小中学校における福祉教育の充実や障がい者奉仕員養成講座受講者数の増加など、福祉教育・人材育成の事業で充実が図られた。

(課題等)

- 市民活動等への参加意欲の向上や実際の活動へと繋がるよう、引き続き、啓発活動・交流活動や福祉教育・人材育成に取り組むことが必要

【基本目標2】 安心して暮らせる仕組みづくり

主要取組 15取組

全体評価・・・やや遅れている取組もあるが、全体としては、おおむね順調な進捗

	29年度見込
A評価	12取組
B評価	2取組
C評価	1取組

【基本施策1】 社会参画の促進

施策① 生きがいづくりの支援

- 高齢者や障がい者をはじめとする市民一人ひとりの多様なニーズに応じた講座を実施し、ライフスタイルづくりを支援することができた。

みやシニア活動センター延利用者数

(H24) 3,175人 → (H29見込) 7,300人 (目標) 7,200人

⇒ 引き続き、すべての市民が生きがいを持ち、心豊かな生活が送れるよう、多様な市民ニーズに対応したライフスタイルを支援する必要がある。

施策② 就業機会の確保

- 障がい者が地域の中で自立し、安心した生活が送れるよう、企業に対する理解促進の充実や障がい者雇用の増加支援に取り組んだ。

一般就労に移行した障がい者の延人数

(H24) 32人 → (H29見込) 78人 (目標) 78人

⇒ 社会への参画意識を高め、経済的自立が図られ、それぞれ能力や特性に応じた雇用や就労の機会が得られるよう、支援していく必要がある。

【基本施策2】情報提供体制の充実

施策① 情報のバリアフリーの推進

- ・ 保健・福祉サービスを適切に利用できるよう、市職員が直接地域に出向き、出前福祉講座を実施し、多くの市民や団体にご利用いただいた。

講座の実施回数

(H24) 82回 → (H29見込) 100回 (目標) 80回

⇒ 制度改正、市民ニーズ、社会動向等に対応した情報を必要とする市民の元に届けられるよう、多様な方法で発信していく必要がある。

施策② 保健と福祉に関する相談機能の充実

- ・ 保健と福祉に関する各種相談に対応する窓口を地域に設置し、市民の利便性の向上を図っている。また、基幹相談支援センターを設置し、障がい者に対する相談窓口の充実を図り、相談件数の増加につながった。

障がい者相談件数

(H24) 14,072回 → (H29見込) 21,000回 (目標) 39,202回

⇒ 相談内容ごとに専門的で多様な相談機能を確保しながら、関係機関が連携し、適切に支援していく必要がある。

【基本施策3】様々なニーズに応じたサービスの提供

施策① 高齢者の支援

施策② 障がい者の支援

施策③ 児童の健全育成

施策④ 医療・保健・福祉の連携体制の強化

- ・ 高齢者の支援においては、要介護状態になることへの予防として、介護予防教室の開催や地域における活動の支援など、様々な周知啓発に取り組んでおり、また、障がい者の支援としては、地域生活への移行のための相談支援を実施するなど、誰もが住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、様々なニーズに応じた保健福祉サービスを提供することができている。

介護認定を受けていない高齢者の割合

(H24) 84.5% → (H29見込) 84.3% (目標) 86.3%

⇒ 引き続き、誰もが住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、様々なニーズに応じた保健福祉サービスを提供する必要がある。

【基本施策4】快適な生活基盤の計画的な整備

施策① 公共施設のバリアフリーの推進

- ・ 利用状況や地域バランス、優先順位などを考慮してバリアフリー整備を計画的に推進しており、道路、公園、公共交通などにおいても順調な進捗であった。

市有建築物のバリアフリー整備数

(H24) 104 施設 → (H29 見込) 115 施設 (目標) 119 施設

⇒ 引き続き、計画的なバリアフリー整備を進めていく必要がある。

施策② 公共交通環境の充実

- ・ 地域の実情に応じた地域内交通の導入に向けて、積極的に支援している。

地域内交通導入地区数

(H24) 7 地区 → (H29 見込) 13 地区 (目標) 13 地区

⇒ 引き続き、誰もが円滑に移動できる利便性の高い生活交通の確保や移動手段の充実に取り組む必要がある。

(成果)

- ・ 各分野の情報提供・相談機能の充実が図られ、また、みやシニア活動センターや障がい者就労支援事業などにより社会参画の促進が図られた。
- ・ 公共的施設等のバリアフリー整備や地域内交通の充実が図られた。

(課題)

- ・ 多様化・複合化する福祉課題に対応するため、既存事業の機能強化及び分野間の連携強化が必要
- ・ 引き続き、誰もが暮らしやすい快適な生活基盤の整備が必要

【基本目標3】 地域で支え合うまちづくり

主要取組 7取組

全体評価・・・やや遅れている取組もあるが、全体としては、おおむね順調な進捗

	29年度見込
A評価	5取組
B評価	1取組
C評価	1取組

【基本施策1】 共に支え合う地域づくり

施策① 地域の多様なネットワーク機能の充実

- ・ 要援護者に対する日頃からの声かけ・見守り活動や災害発生時における避難誘導に向け、各地区に支援班の設置や個別支援計画の作成の働きかけを行っている。

支援班設置地区における台帳共有化率

(H24) 76.5%→(H29見込) 86% (目標) 100%

⇒ 地域住民が主体のまちづくりを促進するための各地域の実情に即したネットワーク形成の支援体制を整備する必要がある。

施策② 地域交流の場づくりへの支援

- ・ 市社会福祉協議会が取り組む、ふれあい・いきいきサロンの設置について、地区社会福祉協議会、自治会、地区民生委員児童委員協議会などの地域関係団体の賛同や、福祉協力員の積極的な参画、地域住民の理解と協力により、設定した目標値を大きく上回り、順調に進捗している。

サロン事業実施箇所数

(H24) 42箇所→(H29見込) 260箇所 (目標) 78箇所

⇒ 引き続き、住民相互の支え合い、助け合いの意識や自主的・主体的な地域活動を展開するきっかけを提供できるよう、活動拠点の整備支援を行っていく必要がある。

【基本施策2】 市民の主体的な地域活動への支援

施策① 地域における活動への支援

- ・ 市社会福祉協議会によるボランティアセンターの活動について、ボランティアの養成・交流の場や活動の拠点となるよう、活動の支援・活動用機材の貸出な

どの支援を行い、また、養成講座のプログラムの充実や修了後のフォローアップ講座なども実施し、より実践的な取り組みを支援することができた。

ボランティアセンター登録団体数

(H24) 162 団体 → (H29 見込) 330 団体 (目標) 196 団体

⇒ 高齢者等地域活動支援ポイント事業の展開により、ボランティア登録が促進され、関心が高まっている。引き続き、各団体・個人の活動内容の把握に努め、継続的に安定した活動が行えるよう支援していく必要がある。

(成果)

- ・ ふれあい・いきいきサロンなど地域交流の場の増加や、まちづくりセンター・ボランティアセンターへの登録団体の増加など、地域福祉活動の広がりがあった。

(課題)

- ・ 地域まちづくり計画の策定や災害時要援護者支援事業など地域活動の活性化のため、地域団体等への支援強化が必要

5 市民・事業者アンケート調査結果

(1) アンケートの実施概要

本計画の策定に先立ち、福祉のまちづくり及び地域福祉の推進に関する施策・事業の方針等を検証するため、市民や事業者に対して、地域の福祉活動への参加状況や保健福祉に関する相談相手、バリアフリーに対する意識などについてアンケート調査を実施しました。

① 市民アンケート

- 対象者 住民基本台帳から無作為抽出した20歳以上の市民
- 対象人数 3,000人
- 調査方法 郵送
- 調査年月 平成29年2月～3月
- 回収結果 1,151人（回収率：38.3%）
- 設問数 35問

② 事業者アンケート

- 対象 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例において「公共的施設」と位置付けられている施設のうち、電話帳から無作為抽出した市内事業者
- 対象数 750事業者
- 調査方法 郵送
- 調査期間 平成29年2月～3月
- 回収結果 260事業者（回収率：約34.6%）
- 設問数 9問

(2) アンケートの結果概要

【市民アンケート】※アンケート結果のうち、主にゴシック体の項目を基に課題を抽出

福祉のこころをはぐくむ人づくり	
言葉の認知度(バリアフリー・ユニバーサルデザイン)	86.2%の市民が「バリアフリー」という言葉を意味まで知っている。また、「ユニバーサルデザイン」は36.5%が意味まで知っている。前回調査とほぼ同等。
福祉のまちづくりへの関心	87.6%の市民が「関心がある」と回答しており、前回より8ポイント上昇している。
障がい者などの駐車スペースの適正利用	69.8%の市民が「本当に必要な人が利用できるように、適正利用を意識している」と回答。
電車やバス、エレベーター利用の際の意識について	63.9%の市民が高齢者や障がいのある方に優先的に利用してもらうことを心掛けている。
点字ブロックへの意識	52.0%の市民が「歩道や点字ブロックなどに、歩行の妨げになるものを置かないよう心掛けている」と回答。
市民活動への参加意欲 (健康づくりや防犯・防災、環境美化などの活動)	48.9%の市民が市民活動に「参加」または「参加したい」と考えている。
参加してみようと思う福祉活動	ゴミ出しなどの「日常生活のちょっとした手伝い」、ひとり暮らし高齢者への「声かけ」や、子どもの通学時の「見守り」など、身近なところからの取組が多い。
活動に参加しやすくするために必要なこと	「組織情報の簡易な入手」、「活動拠点の整備」など考える市民が多い。そのほか、「啓発」、「行政や企業の支援」、「リーダーの養成」、「コーディネーターの育成」が必要という意見もあった。
安心して暮らせるしくみづくり	
福祉情報提供への満足度・情報の入手方法	78.7%の市民が「満足」しており、「広報紙」から情報を入手している市民が多い。
日常生活の中で「悩み」や「不安」を感じているか	78.9%の市民が複数の「悩み」や「不安」を抱えている。
生活困窮者自立相談支援事業の認知度	17.3%の市民が認知している。

生活基盤の利用しやすさ(全項目において、前回調査に比べ、「以前より利用しやすい」と回答した市民の割合が10ポイント以上増えている)

公共的施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「以前より利用しやすい」と回答 【H24】67.1%⇒【H29】77.7%(10.6pt 上昇) ・不便に感じること トイレの整備, 段差・勾配 など
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・「以前より利用しやすい」と回答 【H24】52.9%⇒【H29】66.5%(13.6pt 上昇) ・不便に感じること トイレや水飲器の整備が不十分 など
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・「以前より利用しやすい」と回答 【H24】32.4%⇒【H29】53.3%(20.9pt 上昇) ・不便に感じること 道路の道幅が狭い など
旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「以前より利用しやすい」と回答 【H24】61.8%⇒【H29】73.9%(12.1pt 上昇) ・不便に感じること 案内表示や交通情報提供などが不十分 など
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・「以前より利用しやすい」と回答 【H24】46.9%⇒【H29】61.3%(14.4pt 上昇) ・不便に感じること 駅や停留所が家の近所がないこと など
思い通りに外出できているか	88.1%が「できている」と回答。外出できている市民の多くは、「車」を利用している。
バリアフリーのまちづくりに重要なこと	「建物・道路の整備」が多く、次いで「個々人の思いやりある行動」が必要と考えている市民が多い。

地域で支え合うまちづくり

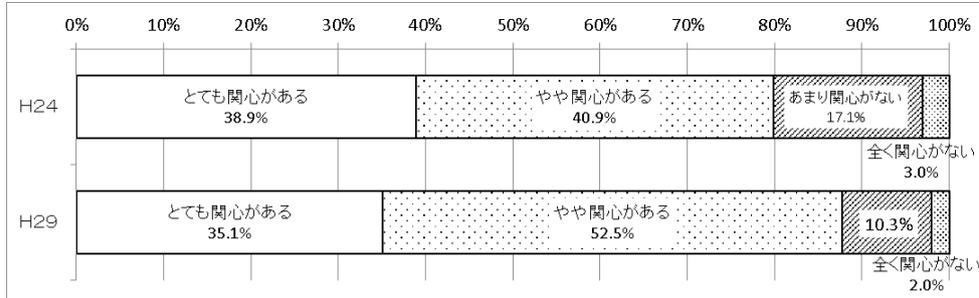
地域での協力が必要な取組	多くの市民が「ひとり暮らし高齢者への手助け」と回答。次いで、「子育てで悩んでいる家庭への手助け」と回答。
近隣に困っている世帯がいたら	「民生委員や自治会長等につなげる」が30.0%おり、次いで「見守りで状況把握」が25.3%、一方で、24.2%は「何もできない(何もしない)」と回答している。
保健福祉に関する相談相手	「友人・知人」と回答した市民が多くいるが、次いで、「地域包括支援センター」や「市役所」などの行政機関、「近所の人」、「民生委員・児童委員」、「福祉協力員」となっている。
災害時要援護者支援制度の認知度	14.1%の市民が認知している。
高齢者になった時に暮らしたい場所	58.7%が「現在住んでいる場所」と回答。その他は、「近親者の近く」や「老人ホームなどの福祉施設」と回答。
地域での絆やつながりを感じることはあるか	43.7%の市民が「感じる」と回答し、あいさつや会話をしたり、地域のイベントへの参加・協力の際に感じている。一方、35.0%は「感じない」と回答。

【事業者アンケート】 ※アンケート結果のうち、主にゴシック体の項目を基に課題を抽出

「ハートビル法」や「バリアフリー新法」の認定	10.1%が「認定」であり、47.7%は「わからない」と回答。
やさはぐ条例バリアフリー整備基準への適合状況	11.4%が「適合」であり、5.5%は「不適合」と回答。
配慮した設備	「自動ドア」・「スロープ」・「障がい者用駐車場」・「障がい者用トイレ」と回答する事業者が多い。
今後、優先的に整備したい設備	「点字ブロックの敷設」・「障がい者用駐車場」・「障がい者用トイレ」と回答。
障がい者などの駐車スペースの適正利用	88.2%が「適正」または「ほぼ適正」に利用されていると回答しているが、利用者から、健常者の駐車を止めさせてほしい等の要望があり、適正利用に関する館内放送を行っている事業者もある。
障がい者用トイレはどのような方に配慮しているか	多くは「車いす利用者」や「乳幼児連れ」に対応しており、一部は「オストメイト」にも対応。
バリアフリー新法の認知度	81.7%が「知っている」または「聞いたことがある」と回答。
宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例の認知度	67.7%が「知っている」または「聞いたことがある」と回答。
宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり公共的施設整備費補助金の認知度	38.0%割が「知っている」または「聞いたことがある」と回答。
高齢者・障がい者への配慮	38.8%の事業者が「車いすの貸し出し」、「社員教育・接客マニュアル作成」等を行っている。81.5%の事業者が何らかのソフト面での取組を行っている。
近隣のボランティア団体や住民の地域活動への支援	「地域活動への参加」と回答した事業者が最も多く、次いで「施設の貸し出し」や「広報活動への協力」などを行っている。46.9%の事業者が何らかの支援を行っている。
バリアフリーのまちづくりに重要なこと	「個々人の思いやりある行動」が重要だとする回答が最も多く、次いで「建物・道路の整備」が必要だと回答。
その他配慮していること	案内表示や商品名などを大きく見やすい字体にし、外国語も併記する・買い物介助者の配置・認知症サポーターの配置・筆談対応・車いす利用者等に配慮した記載台の設置・UDフォントや文字サイズに配慮した資料作成 など

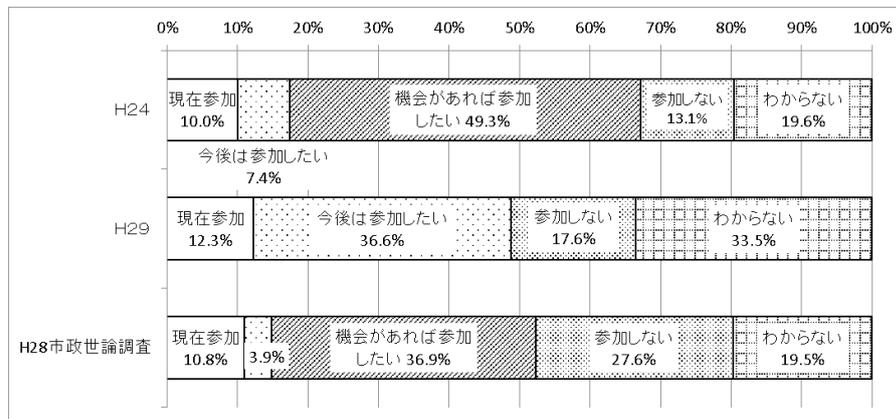
【アンケート結果の抜粋】

○福祉のまちづくりに関心はありますか。



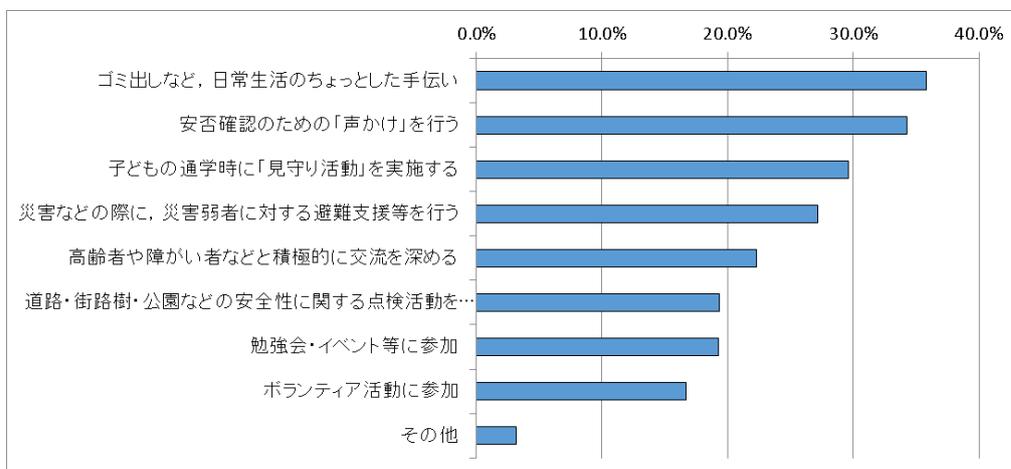
- 福祉のまちづくりに「とても関心がある・やや関心がある」と回答した市民の割合は増えている。(H24)：79.8%⇒(H29)：87.6%

○市民活動に参加してみたいと思いますか。



- 市民活動に参加意欲（「現在参加・今後は参加したい」）のある市民の割合は、減少している。(H24)：66.7%⇒(H29)：48.9%

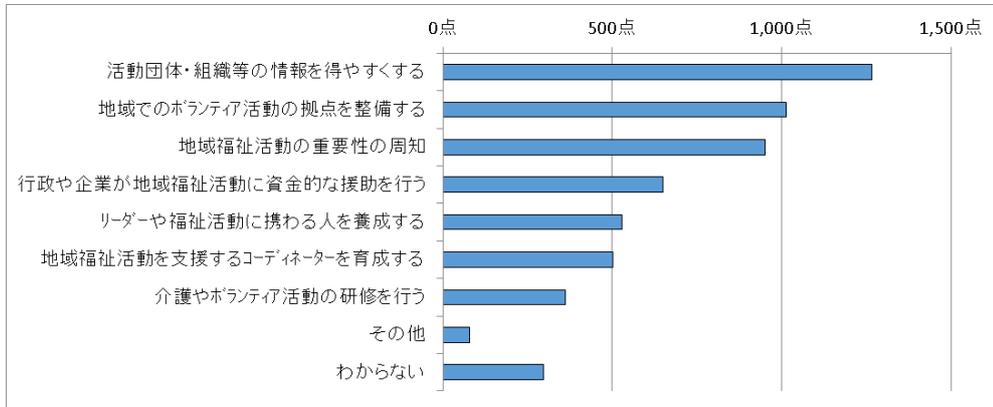
○どのような市民活動に参加してみたいと思いますか。



- ゴミ出しなど、日常生活のちょっとした手伝いなど、参加しやすいの活動に参加意欲のある市民の割合が高い。

○地域福祉活動に参加しやすくするためには何が必要だと思いますか。

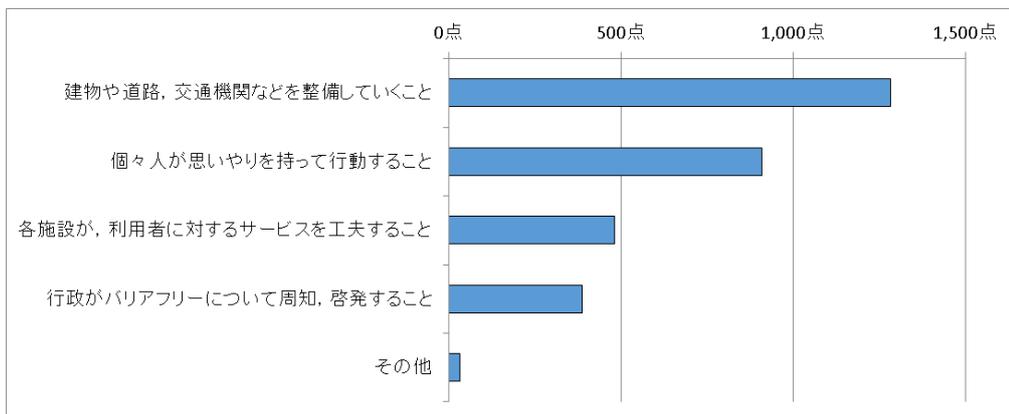
(※1～3位の順位をつけて回答したものを点数化)



- ・ 「活動団体・組織等の情報」に続き、「地域でのボランティア活動の拠点整備」と回答した市民の割合が高い。

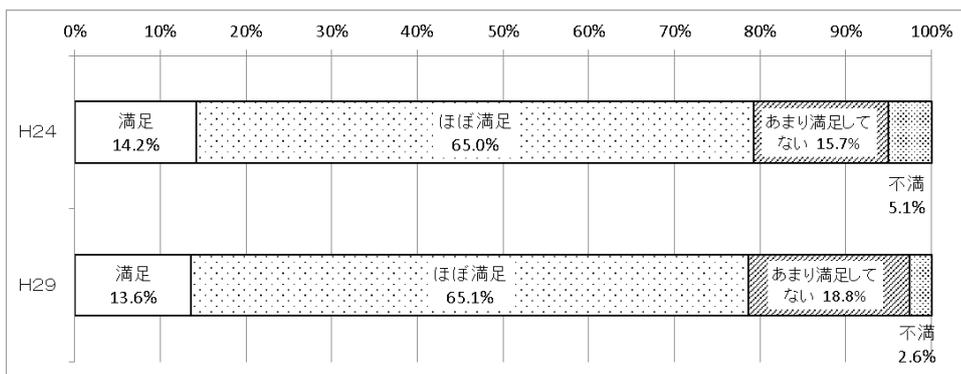
○バリアフリーのまちづくりには何が必要だと思いますか。

(※1～3位の順位をつけて回答したものを点数化)



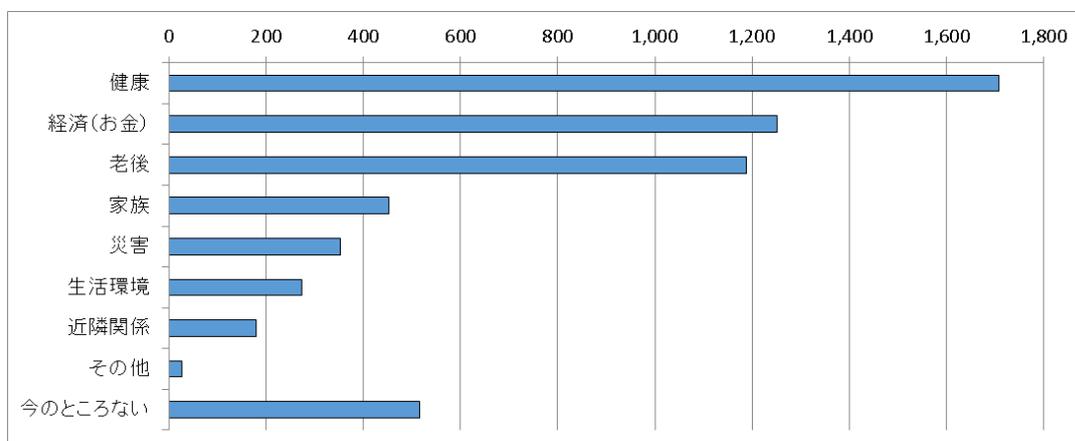
- ・ 「建物や道路、交通機関などを整備」に続き、「個々人が思いやり」と回答した市民の割合が高い。

○保健福祉の制度・サービスに関する情報提供について満足していますか。



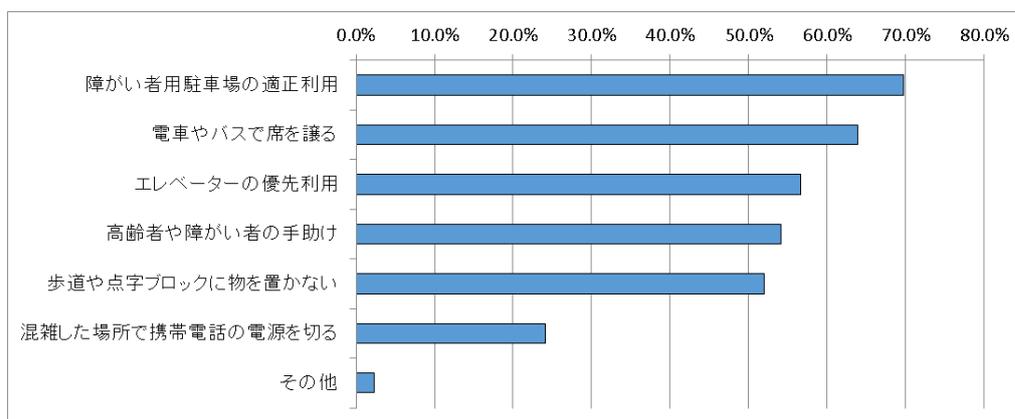
- ・ 78.7%の市民が「満足・ほぼ満足」と回答している。

○日常生活の中で、どのようなことに「悩み」や「不安」を感じていますか。
 (※複数回答可。1～3位の順位をつけて回答したものを点数化)



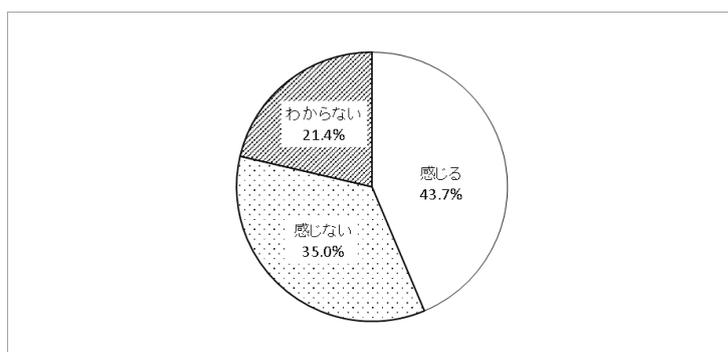
- ・ 「健康」と回答した市民の割合が高く、複数の「悩み」や「不安」を抱えている市民は、78.9%となっている。

○バリアフリーのまちづくりに関して心掛けていることはどのようなことですか。



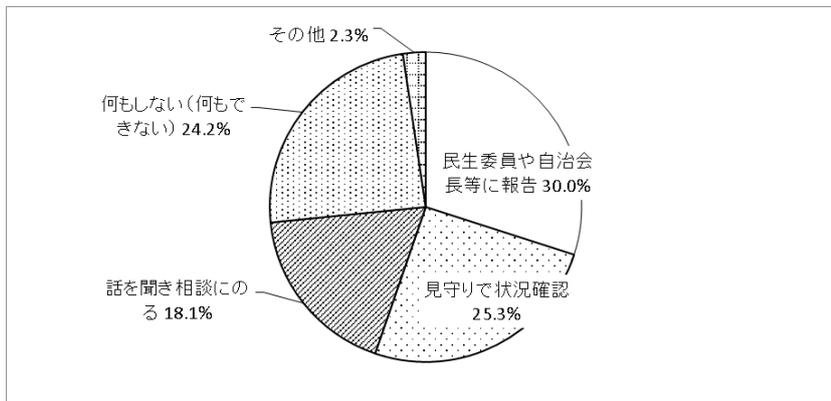
- ・ 「障がい者などの駐車スペースを本当に必要な人が利用できるよう、適正な利用を意識している」と回答した市民の割合が高い。

○地域の中で「絆」や「つながり」を感じますか。



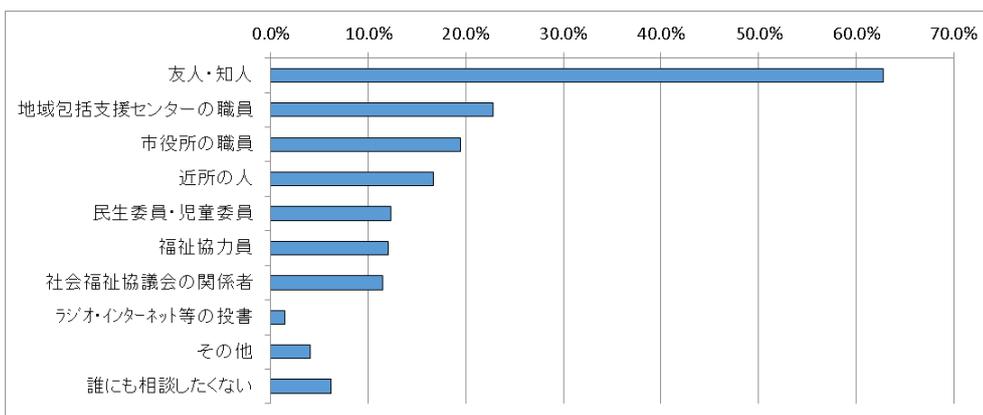
- ・ 43.7%の市民が「感じる」と回答。一方、35.0%の市民が「感じない」と回答している。

○近隣の「困っている世帯」にどんなことができますか。



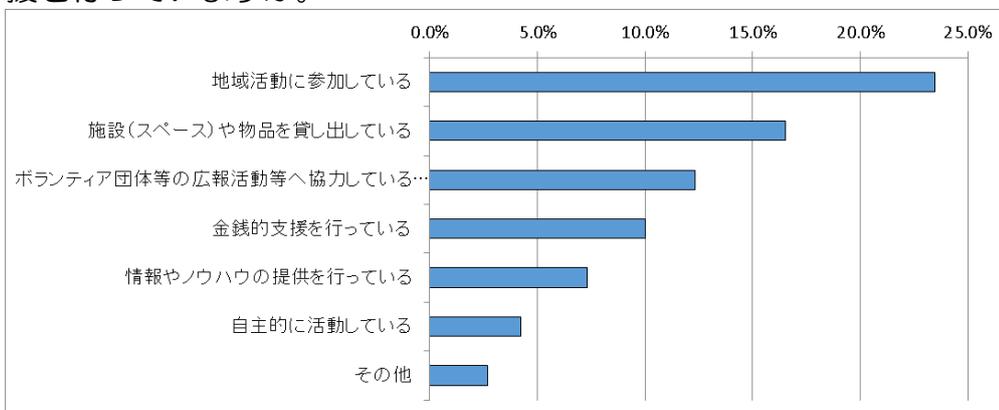
- ・ 「民生委員や自治会長等に報告する」と回答した市民の割合が高い。

○悩み事や不安、身の回りの世話など、家族や親戚以外で誰に相談したいですか。



- ・ 「友人・知人」が多いが、次いで、「地域包括支援センター」や「市役所」などの行政機関、「近所の人」、「民生委員・児童委員」、「福祉協力員」と回答している。

○事業者の方は、近隣のボランティア団体や住民の地域活動に対して、どのような支援を行っていますか。



- ・ 「地域活動に参加」が多いが、「施設(スペース)や物品の貸し出し」や「ボランティア団体等の広報活動等への協力」などを行っている事業者もいる。

(3) アンケート結果から確認する基本目標の達成度について

3次計画では、設定した基本目標の達成度が概ねイメージできるよう最終年度の「成果指票」を設定しており、「成果指標」は、アンケートの結果から確認することとしています。

基本目標1 「福祉のこころをはぐくむ人づくり」

【成果指標】 市民活動（健康づくり活動、防犯・防災活動、環境美化活動など）に参加意欲のある市民の割合
平成24年度 67% → 平成29年度（目標） 75%
⇒（アンケート結果）49% 割合は減少

基本目標2 「安心して暮らせる仕組みづくり」

【成果指標】 保健や福祉に関する情報提供に概ね満足している市民の割合
平成24年度 79% → 平成29年度（目標） 85%
⇒（アンケート結果）79% 割合は横ばい

基本目標3 「地域で支え合うまちづくり」

【成果指標】 市民活動（健康づくり活動、防犯・防災活動、環境美化活動など）に参加している市民の割合
平成24年度 10% → 平成29年度（目標） 15%
⇒（アンケート結果）12% 割合は増加

(4) アンケートから導出された基本目標ごとの課題について

基本目標1 「福祉のこころをはぐくむ人づくり」

- ・ 市民活動に「参加している」、「今後参加したい」という回答のほか、「わからない」と回答している市民も多いが、福祉に関する市民の関心は高まっていることから、市民を実際の活動へと誘導する取組の充実が必要。
- ・ 身近でのちょっとした活動などは参加しやすいと考える市民が多いことから、様々な活動への参加のきっかけづくりや、気軽に参加しやすい地域福祉活動を提供していくことが必要。
- ・ 地域福祉活動に参加しやすくするためには、福祉に関する情報提供や活動拠点の整備支援などが必要。
- ・ 福祉のまちづくりには、バリアフリー整備や地域団体の連携協力だけでなく、個々人の思いやりのある行動が必要であるとされていることから、思いやりのこころをはぐくむ福祉教育や啓発活動の充実が必要。

基本目標2 「安心して暮らせる仕組みづくり」

- 保健福祉の制度やサービスに関する情報提供について8割近い市民が「満足」「ほぼ満足」と回答している一方、5年前との比較では、ほぼ横ばいであるため、引き続き、情報提供体制の充実に努めることが必要。
- 福祉制度や一部のサービスに対する市民、事業者の認知度が低いため、幅広く周知を図るとともに内容の充実に努めることが必要。
- 複数の悩みや不安を抱えている市民の中には、行政や地域の支援が必要なケースも多くあると考えられることから、訪問出張型支援（アウトリーチ）も含めた相談支援や見守り活動等の更なる充実に努めることが必要。
- 公共施設が利用しやすくなったと回答している市民が増えており、引き続き、計画的な整備に努めるとともに、民間の公共的施設のバリアフリー化を推進することが必要。

基本目標3 「自立した生活を支えるまちづくり」

- 近隣の困り事のある世帯に対して、「何もできない（何もしない）」と考えている市民もいることから、地域で支え合う仕組みづくりの支援が必要。
- 悩みや不安の相談先としては、地域包括支援センターや市役所、社会福祉協議会などのほか、近所の人、民生委員児童委員、福祉協力員に相談したいと考えている市民が多くいることから、行政と各地域住民・団体が連携協力して課題解決に取り組んでいくことが必要。

6 地域ブロック別市民意見交換会

(1) 意見交換会の実施概要

本計画の策定にあたっては、地域福祉の担い手である地域の関係者の意見を十分に反映させる必要があります。

このため、地域における多様な意見や新たな課題などを的確に把握することを目的に、市域を5つの地域に分け、地域福祉の専門家をコーディネーターとして、次のとおり意見交換会を開催しました。

□実施日及び参加者数

ブロック	地区区分（39地区）	実施会場	実施日 (平成29年)	参加者
中央	(7地区) 昭和, 中央, 西, 錦, 西原, 東, 築瀬	宇都宮市役所	7月31日	33名
西部	(8地区) 桜, 城山, 姿川, 宝木, 富士見, 明保, 細谷, 戸祭	姿川地区市民センター	8月1日	27名
東部	(8地区) 泉が丘, 清原, 城東, 平石, 陽東, 石井, 今泉, 峰	東市民活動センター	8月3日	34名
南部	(8地区) 雀宮, 瑞穂野, 緑が丘, 宮の原, 陽南, 横川, 陽光, 五代若松原	横川地区市民センター	8月8日	32名
北部	(8地区) 国本, 篠井, 富屋, 豊郷, 御幸, 御幸が原, 上河内, 河内	河内総合福祉センター	8月9日	39名
各ブロックとも、午後6時30分から午後8時40分で実施			計	165名

□参加者・参加団体

地域まちづくり組織, 自治会連合会, 地区民生委員児童委員協議会, 地区社会福祉協議会, 福祉協力員, 障がい者相談員, 地域包括支援センター, 障がい者生活支援センター, 老人クラブ連合会, ボランティア団体 など

□実施方法

国際医療福祉大学 林 和美 准教授にコーディネーター役を務めていただきながら、現行計画の基本目標である「福祉のこころをはぐくむひとづくり」「安心して暮らせる仕組みづくり」「地域で支え合うまちづくり」について、現状及び課題等をグループごとに意見交換し、発表していただきました。

(2) 基本目標ごとの主な意見のまとめ

基本目標1 福祉のこころをはぐくむひとづくり

意見交換会の際のキーワード：福祉のこころ・啓発・交流・福祉教育・ボランティア活動・
人材育成・福祉協力員 など

- ・「他人事」を「我が事」として捉えることができる気持ちをはぐくむことが必要である。
- ・幼少期から年齢や世代を越え、また、障がいの有無に関わらず、いろいろな人と交流する機会を持つことで、他者への理解が深まると思う。
- ・親子でボランティア活動などに参加することで、家庭においてボランティアについて話し合う機会が持て、また、自然と地域活動に参加しようとする気持ちが育まれると思う。
- ・地域活動に携わる人が固定化してしまっており、高齢化も進んでいる。若い世代に関心をもってもらい担い手を育成する必要がある。

基本目標2 安心して暮らせる仕組みづくり

意見交換会の際のキーワード：情報共有・相談体制・福祉サービス・市有建築物の整備・
交通環境の整備・自治会・防犯・安全 など

- ・相談機能として、地域包括支援センターの役割は大きいと思う。
- ・行政などの福祉サービスがあるのに、自らは利用しない・できない人がいる。
- ・必要とする交通手段は、地域によって変わってくるので、地域の実情や暮らしている人のニーズにあった交通環境を整備してもらいたい。
- ・気軽に相談や雑談のできる場所として、ベンチなども有効活用できると思う。
- ・空き家を福祉施設やサロンとして再利用できると良いと思う。

基本目標3 地域で支え合うまちづくり

意見交換会の際のキーワード：活動への支援・地域活動・ネットワーク・サロン活動・
交流の場・担い手・地域組織体制 など

- ・行政には、地域団体の活動を維持継続するために、有益な情報提供や活動場所の提供、補助金の交付など、積極的に支援してもらいたい。
- ・各種地域団体が団体間の交流を図り、合同会議を開催して情報交換をするなど、連携して地域を見守っていく必要がある。

-
- 公助よりも互助や共助がより身近な福祉だと思うが、支援をする側が、個人情報保護や守秘義務などにより地域の中の支援を必要とする人を把握できない。
 - 自治会に加入するなど、地域とつながりを持っていた方が、困りごとや支援の必要性などの課題があることを周囲も把握しやすいのではないか。
 - 地域で活動する人の高齢化が進んでいるので、これからのリーダーとなる担い手の確保や育成が必要である。

【市民意見交換会の様子】



7 課題の総括

国の動向や本市の現状のほか、第3次計画の評価や市民・事業者アンケート、地域ブロック別市民意見交換会などを踏まえ、本市の福祉のまちづくりや地域福祉の推進に関する課題を以下のとおりまとめました。

◆福祉のこころの醸成，福祉教育の充実，地域福祉の担い手の確保と資質向上

- ⇒ 福祉のこころを醸成するため、啓発活動の推進や交流活動の促進を図る。
- ⇒ 地域福祉を担う人材の発掘・育成と実際の活動へと誘導する仕組みづくりを推進する。

◆多様な行政サービスや生活基盤の整備

- ⇒ 複雑化・多様化する福祉課題，ニーズ，ライフスタイルに対応した情報提供・相談支援・訪問出張型支援（アウトリーチ）等のサービス提供体制の強化を図る。
- ⇒ 暮らしやすい都市基盤の計画的な整備を推進する。

◆共に支え合う地域社会の構築支援

- ⇒ 市民活動・地域組織等の活力の維持や組織力向上のための支援を推進する。
- ⇒ 地域の実情に即した，地域ネットワークの構築や場づくりの支援を強化する。